

正	副
---	---

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

記入例(新規・個人)

【記入注意】

- 1※印欄は、記入しないで下さい。
2口のある欄は、該当する口の中にレ印をつけて下さい。
3現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

(第一面)

登録申請手数料

1級の場合..... 24,000円

2級の場合..... 20,000円

木造の場合..... 20,000円

※裏面に手数料の振込受取書(写し)を貼り付けてください。

一級 二級 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。 令和元年 9 月 25 日				
		登録申請者氏名 宮城 太郎				
宮城県知事 殿 宮城県指定事務所登録機関 一般社団法人 宮城県建築士事務所協会会長 殿						
建 事 築 士 所	ふりがな 名 称	みやぎけんちけつけいじ むしよ 宮城建築設計事務所				
	所 在 地	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目2-40 電話 022-223-7330 番				
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別	1級 2級・木造 建築士事務所				
登 録 申 請 者	個人 あるとき	ふりがな 氏 名	みやぎ たろう 宮城 太郎	建築士 の資格	一級建築士 ☒ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ な し ☐	
		住 所	〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目2-40			
	法人 あるとき	ふりがな 名 称				
		事務所 所在地				
建 務 理 築 所 を 管 理 建 士 事 務 所	ふりがな 氏 名	宮城 太郎	登録番号	第88888号		
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別	一級建築士	登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木 造建築士の場合)			
	管理建築士講習を 修了した年月日	平成〇年〇月〇日	修了証番号	第888X-888X号		
現登録年月日 及び登録番号		年 月 日 宮城県知事登録 第 号		※ 審 査		
新規 ☒	更新 ☐	※ 登録年月日 及び登録番号				年 月 日 宮城県知事登録 第 号

裏面)

(この欄に、登録手数料の「振込受取書」の写しを貼り付けて下さい。)

[illegible]

(第二面)
所属建築士名簿

記入例

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
みやぎ たろう 宮城 太郎	一級建築士	第88888号		構造設計 一級建築士	第0001号
(備考) 別紙 有 ☐ 無 ☐			計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	1 名 名 名 名 名

記入例

第六号書式 (第二十条関係) (A 4)

添付書類(イ)

業務概要書

〔記入注意〕

- 1 最近のものから順次記入してください。
- 2 〔例〕

甲野 太郎 東京都

甲野ビル
貸事務所

鉄筋コンクリート造
三階建て延べ500m²

設計及び工事監理 年.月.日
R1. 8. 1～
R2. 1. 10

[illegible]

記入例

添付書類(ロ)

略歴書 (登録申請者)
管理建築士

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名	みやぎ たらう 宮 城 太 郎		生 年 月 日	昭和30年 1月 1日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 ☒ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ な し ☐	登録 番号	第88888号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
学 歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名		卒 業 ・ 終 了 ・ 中 退 の 別	
	昭和55年3月31日	仙台大学 建築学部建築学科		卒 業	
職 歴	期 間 年月～年月	勤 務 先		地 位 ・ 職 名	
	平成14年4月 ～ 現在	宮城建築設計事務所		代表兼管理建築士	
	平成2年4月～ 平成14年 3月	上杉建築事務所 株式会社		建築部長	
	昭和55年4月 ～ 平成2年 3月	有限会社 みちのく工務店		現場監督	

第六号書式（第二十条関係）（A 4）

添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 7 年 6 月 1 日

登録申請者の氏名又は名称 宮城 太郎

宮城県知事殿

宮城県指定事務所登録機関殿

一般社団法人宮城県建築士事務所協会会長

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

正	副
---	---

一級
二級
木造

建築士事務所登録申請書

記入例(新規・法人)

(第一面)

【記入注意】

- 1※印欄は、記入しないで下さい。
2口のある欄は、該当する口の中にレ印をつけて下さい。
3現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。

登録申請手数料

1級の場合..... 24,000円

2級の場合..... 20,000円

木造の場合..... 20,000円

※裏面に手数料の振込受取書(写し)を貼り付けてください。

一級 二級 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。				
		令和元年 9 月 25 日				
		株式会社 宮城建築設計				
		登録申請者氏名 代表取締役 宮城 太郎				
		宮城県知事 殿 宮城県指定事務所登録機関 一般社団法人 宮城県建築士事務所協会会長 殿				
建 事 築 士 所	ふりがな 氏 名		かぶしきがいしゃ みやぎけんちくせつけい 株式会社 宮城建築設計 一級建築士事務所			
	所 在 地		〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目2-40 電話 022-223-7330 番			
	一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別		1級 2級・木造 建築士事務所			
登 録 申 請 者	個人 あるとき	ふりがな 氏 名		建築士 の資格	一級建築士 ☐ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ な し ☐	
		住 所				
	法人 あるとき	ふりがな 名 称		株式会社 みやぎけんちくせつけい 株式会社 宮城建築設計		
		事務所 所在地		〒980-0011 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目2-40		
建 務 理 築 所 を 管 理 する 事 管 建	ふりがな 氏 名		みやぎ じろう 宮城 次郎	登録番号	第99999号	
	一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の別		一級建築士	登録を受けた都道府県 名(二級建築士又は木 造建築士の場合)		
	管理建築士講習を 修了した年月日		平成〇年〇月〇日	修了証番号	第999X-999X号	
現登録年月日 及び登録番号		年 月 日 宮城県知事登録 第 号		※ 審 査		
新規 ☒	更新 ☐	※ 登録年月日 及び登録番号				年 月 日 宮城県知事登録 第 号

裏面)

(この欄に、登録手数料の「振込受取書」の写しを貼り付けて下さい。)

[illegible]

(第二面)
所属建築士名簿

記入例

〔記入注意〕

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏名	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である場合にあっては、その旨	構造設計一級建築士証又は設備設計一級建築士証の交付番号
みやぎ じろう 宮城 次郎	一級建築士	第99999号		構造設計 一級建築士	第0001号
みやぎ たろう 宮城 太郎	一級建築士	第88888号			
みやぎ けんさぶろう 宮城 県三郎	二級建築士	第77777号	宮城県		
(備考) 別紙 有 ☐ 無 ☐			計 3名	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	2 名 1 名 名 名 名

(第三面)
役員名簿

〔記入注意〕

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏 名	役 名	生 年 月 日
みやぎ たろう 宮城 太郎	男・女 代表取締役	明治・大正 昭和・平成 38 年 8 月 8 日
みやぎ けんさぶろう 宮城 県三郎	男・女 取締役	明治・大正 昭和・平成 48 年 7 月 7 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日
男・女		明治・大正 昭和・平成 年 月 日

(備考)
別紙 有 ☐
無 ☐

記入例

第六号書式 (第二十条関係) (A 4)

添付書類(イ)

業務概要書

〔記入注意〕

- 1 最近のものから順次記入してください。
- 2 〔例〕

甲野 太郎 東京都

甲野ビル
貸事務所

鉄筋コンクリート造
三階建て延べ500m²

設計及び工事監理

年.月.日

R1. 8. 1~

R2. 1. 10

[illegible]

記入例

添付書類(□)

略歴書(登録申請者
管理建築士)

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	みやぎ たろう 宮城 太郎	生年 月 日	昭和30年 1月 1日
建築士の資格	一級建築士 ☒ 二級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ なし ☐	登録番号 第88888号	登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)
学歴	年 月 日	学校名及び学科名	卒業・終了・中退の別
	昭和55年3月31日	仙台大学 建築学部建築学科	卒業
職歴	期 間 年月～年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名
	平成14年4月 ～ 現在	宮城建築設計事務所	代表
	平成2年4月～ 平成14年 3月	上杉建築事務所 株式会社	建築部長
	昭和55年4月 ～ 平成2年 3月	有限会社 みちのく工務店	現場監督

記入例

添付書類(ロ)

略歴書 (登録申請者)
管理建築士

〔記入注意〕

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名	宮城次郎			生年月日	昭和40年 1月 1日	
建築士の資格	一級建築士 ☒	二級建築士 ☐	木造建築士 ☐	なし ☐	登録番号	第99999号
学歴	年 月 日	学 校 名 及 び 学 科 名			卒 業 ・ 終 了 ・ 中 退 の 別	
	平成3年3月31日	仙台大学 建築学部建築学科			卒 業	
職歴	期 間	勤 務 先			地 位 ・ 職 名	
	年月～年月					
職歴	平成13年7月 ～ 現在	株式会社 宮城建築設計			管理建築士	
	平成3年4月～ 平成13年 6月	株式会社 青葉設計事務所			設計主任	

第六号書式（第二十条関係）（A4）

添付書類(ハ)

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 7 年 6 月 1 日

株式会社 宮城建築設計

登録申請者の氏名又は名称 代表取締役 宮城 太郎

宮城県知事殿

宮城県指定事務所登録機関殿

一般社団法人宮城県建築士事務所協会会長

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

〔記入注意〕

- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。